

◎新潟県選挙管理委員会告示第15号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、三条市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

平成24年4月13日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
三条市栄体育館	三条市新堀2113番地	アリーナ	1,466.00	平成24年4月1日
		多目的室2	214.00	